

総務省行政相談センター

まぐみみ青森

台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨による被災者の皆様への生活支援窓口案内 (ガイドブック)

台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

総務省行政相談センター まぐみみ青森では、今回の災害に関して、いろいろなお問合せやご相談を受け付けております。

また、支援措置を講じている関係機関等と協力して被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供しますので、お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

- 電話による相談受付 : 平日 8:30~17:15

※上記時間帯以外は留守番電話で対応しています。

行政相談ダイヤル : 0570-090110

- インターネットによる相談受付

URL : https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html

- FAXによる相談受付 : 017-734-3355

- 来所による相談受付 : 平日 8:30-17:15



【相談の受付について】

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご相談の際には、できるだけ電話・インターネット・手紙・FAX を利用くださいますようお願いいたします。対面による相談をご希望の場合は、マスクの着用や相談時間の制限など、感染防止対策へのご理解・ご協力をお願いいたします。

(注) このガイドブックは、令和3年10月4日時点の情報で作成しています。

まぐみみ青森



総務省行政相談センター

【本資料に関する問い合わせ先】

総務省 東北管区行政評価局
青森行政監視行政相談センター

〒030-0801 青森市新町2-4-25 青森合同庁舎4階

電話 : 017-734-3354 FAX : 017-734-3355

(注) 1 関係各機関等における支援策等については、随時、追加、変更し、当センターホームページに掲載してまいります。

<https://www.soumu.go.jp/kanku/tohoku/aomori/aomori.html>

2 災害救助法の適用が条件となっている支援措置があります。

台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨による災害においては、青森県内の以下の3市町村が災害救助法の適用を受けています。

(適用日：令和3年8月10日)

【災害救助法適用市町村（1市1町1村）】

むつ市、七戸町、風間浦村

目

次



住まいや身の回りのこと

- 1 被災証明書の発行 (P. 1)
- 2 被災住宅の応急修理等 (P. 1)
- 3 災害ごみの収集等 (P. 2)
- 4 被災住宅の補修や再建に関する相談窓口 (P. 3)



お金のこと

- 5 災害援護資金の貸付 (P. 4)
- 6 生活福祉資金の貸付 (P. 4)
- 7 災害復興住宅融資等に関する相談窓口 (P. 5)
- 8 住宅ローンの返済 (P. 5)
- 9 労働保険 (P. 6)



役所の手続きのこと

- 10 国税の特別措置 (P. 7)
- 11 県税の特別措置 (P. 8)
- 12 市町村税の特別措置 (P. 8)
- 13 公共料金の減免措置等 (P. 9)
- 14 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合 (P. 10)
- 15 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合 (P. 11)
- 16 運転免許証等の再交付 (P. 11)
- 17 自動車の廃車手続等 (P. 12)



民間の手続きのこと

- 18 損害保険 (P. 13)
- 19 生命保険の契約内容 (P. 13)
- 20 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合 (P. 14)
- 21 法律相談等の窓口 (P. 14)



医療・健康のこと

- 22 医療保険の受診、介護サービスの利用 (P. 15)
- 23 こころの悩みや健康に関する相談 (P. 15)



教育のこと

- 24 給付・貸与奨学金、奨学金返還期限猶予、JASSO災害支援金 (P. 16)



事業者の方へ

- 25 中小企業者を対象とした相談窓口 (P. 17)
- 26 農林漁業関係の相談窓口 (P. 19)



そのほかの情報

- 27 消費生活相談窓口 (P. 20)
- 28 外国人の相談窓口 (P. 20)
- 29 市町村連絡先一覧 (P. 21)



住まいや身の回りのこと

1 り災証明書の発行

- ◆ 「り災証明書」は、住宅等の建物が被害にあったことを証明するものです。保険の支払いを受ける場合や各種支援・融資の申請、税金の減免などに必要となる場合があります。
- ◆ 市町村によっては、自動車や家財などの動産が災害による被害を受けたことの証明として「被災証明書」の発行も行っています。
- ◆ 各市町村における「り災証明書」の窓口は以下のとおりです。発行には、①本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、保険証等）、②被災状況が分かる写真等が必要となります。詳しくは、各窓口にお問合せください。

市町村	申請窓口	電話番号等
むつ市	総務部 防災安全課 各分庁舎 管理課	0175-22-1111（本庁舎内線2134・2135） 0175-42-2111（川内庁舎） 0175-34-2111（大畑庁舎） 0175-44-2111（脇野沢庁舎）
七戸町	本庁舎 総務課 七戸支所 庶務課	0176-68-2111（本庁舎） 0176-62-2111（七戸支所）
風間浦村	税務国保課	0175-35-2111

2 被災住宅の応急修理等

- ◆ 災害救助法が適用された市町村において、災害により住宅が大規模半壊・中規模半壊・半壊、準半壊の被害を受けた世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を、市町村が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。

- ◆ 1世帯当たり 59 万円 5 千円（準半壊は 30 万円）が限度額です。
- ◆ 以下の全ての要件を満たす方(世帯)が対象になります。
 - ① 当該災害により、「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること
 - ・「全壊」の住家は、修理を行えない程度の大きな被害を受けた住家であるため、応急修理の対象外とされていますが、全壊の場合でも応急修理を実施することにより居住が可能である場合は対象となります。
 - ② 応急修理を行うことによって、被害を受けた住宅に住み続けることができると見込まれること
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村窓口にお問合せください。
※市町村の連絡先は 21 ページをご参考にしてください。

3 災害ごみの収集等

- ◆ 被災市町村では、床下、床上浸水被害等で発生した災害ごみについて、住民による処理場への持込みに係る処理手数料の減免や市町村による戸別収集及び仮置場の設置を行なっています。
詳しくは、下記の窓口にお問合せください。

市町村窓口	電 話	備考
むつ市 民政部 環境政策課	0175-22-1111 内線2454・2464	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ごみのうち可燃ごみ及び不燃ごみは、通常どおりそれぞれの集積場所に出してください。 ・災害粗大ごみの回収は、9月15日からは災害粗大ごみを確認した上で、個別に回収日を相談します。大畑庁舎市民生活課（電話0175-34-2111）まで連絡してください。（赤川地区は、当面の間確認不要で巡回による回収を行います。詳しくは、大畑庁舎市民生活課にお問合わせください。） ・ご自分でアックス・グリーンへの搬入を希望される方は、り災証明書を基に搬入許可証を発行するので、大畑庁舎市民生活課または環境政策課へお問合わせください。
七戸町 社会生活課	0176-68-2114	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ごみは、通常どおりそれぞれのごみ集積場所へ出してください。
風間浦村 村民生活課	0175-35-3111	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ごみは、通常どおりそれぞれのごみ集積場所へ出してください。（下風呂漁港内の仮置場は、9月8日に閉鎖されました。）

4 被災住宅の補修や再建に関する相談窓口

- ◆ 被災住宅の補修や再建に関して、相談やお困りごと、不安に感じていることの相談窓口として、公益財団法人「住宅リフォーム・紛争処理支援センター」が「住まいるダイヤル」を開設しています。

【住まいるダイヤル】

電話番号：0570-016-100（ナビダイヤル）

（PHSや一部のIP電話からは03-3556-5147）

相談時間：平日 10時～17時

〈注意！〉 災害に便乗した悪徳商法にご注意ください！

- ◆ 大規模災害の後には、点検商法・便乗商法等のトラブルが発生する傾向があるのでご注意ください。

本来必要ないのに「〇〇が壊れているから工事が必要」、「保険を利用すれば実質的に無料で修理できる」などと契約を迫る業者とのトラブルが多く発生しています。

不審な勧誘やご心配なことがある場合には、下記の番号までご相談ください。

・ 消費者ホットライン：188（市外局番なしの3桁番号）



お金のこと

5 災害援護資金の貸付

- ◆ 災害により住居や家財に被害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられます。
- ◆ 償還期限は、据置期間(3年)を含め10年です。据置期間中は無利子ですが、据置期間経過後の利率は延滞の場合を除き年3%です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村窓口にお問合せください。
※市町村の連絡先は 21 ページをご参考にしてください。

6 生活福祉資金の貸付

- ◆ 生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や高齢者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。
- ◆ 生活福祉資金には、「緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用（緊急小口資金）」や「災害を受けたことにより臨時に必要となる費用（福祉費（災害援護費）」）についての貸付があります。
- ◆ 詳しくは、下記の市町村社会福祉協議会か県社会福祉協議会にお問合せください。

社会福祉協議会名	電話番号	郵便番号	所在地
むつ市社会福祉協議会	0175-33-3023	035-0073	むつ市中央1-8-1
川内支所	0175-42-2002	039-5201	むつ市川内町川内477
大畑支所	0175-34-3537	039-4401	むつ市大畑町字観音堂25-1 むつ市総合福祉センターふれあいかん内
脇野沢支所	0175-44-3550	039-5331	むつ市脇野沢渡向107-1
七戸町社会福祉協議会	0176-62-6790	039-2505	上北郡七戸町字立野頭139-1 七戸町総合福祉センターゆうずらんど内
風間浦村社会福祉協議会	0175-35-2243	039-4502	下北郡風間浦村大字易国間字大川目11-2 風間浦村総合福祉センターげんきかん内

実施主体：社会福祉法人青森県社会福祉協議会
お問合せ先：〒 030-0822
青森市中央3丁目20-30 県民福祉プラザ2階
電話：017-723-1391 （平日 8時30分～17時）
FAX：017-723-1394

7 災害復興住宅融資等に関する相談窓口

- ◆ 自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、建設資金、購入資金又は補修資金について、金利を優遇した災害復興住宅融資を行っています。借り入れには、市町村が発行する「り災証明書」が必要です。
詳しくは、住宅金融支援機構にお問合せください。

【住宅金融支援機構 災害専用ダイヤル】
電話番号：0120-086-353（フリーダイヤル）
営業時間：平日 9時～17時

- ◆ 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っております。
詳しくは、各金融機関にお問合せください。

8 住宅ローンの返済

- ◆ 台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨による災害に関しては、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」が適用されています。当該ガイドラインには、住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組みがあります。

詳しくは借入先の金融機関にお問合せください。

下記の窓口でも銀行に関する相談や照会等をお受けしています。

○全国銀行協会相談室

【お問合せ窓口】
電話番号：0570-017-109（ナビダイヤル）
03-5252-3772
受付時間：平日 9時～17時

また、下記の窓口でも住宅ローンなどの免除・減額についての相談をお受けしています。

○青森財務事務所

【お問合せ窓口】

青森財務事務所 理財課 電話番号：017-722-1463

9 労働保険

◆ 財産に相当な損失を受けて労働保険料が納付できないとき

お問合せ先

【青森労働局 総務部 労働保険徴収室】

電話番号：017-734-4145

受付時間：平日 8時30分～17時15分



役所の手続のこと

10 国税の特例措置

- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害免除法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署にお問合せください。

税務署名	電話番号 (自動音声によるご案内)	所管地域
青森税務署	017-776-4241	青森市 東津軽郡
黒石税務署	0172-52-4111	黒石市 平川市 南津軽郡のうち藤崎町 田舎館村
五所川原税務署	0173-34-3136	五所川原市 つがる市 西津軽郡 北津軽郡
十和田税務署	0176-23-3151	十和田市 三沢市 上北郡
八戸税務署	0178-43-0141	八戸市 三戸郡
弘前税務署	0172-32-0331	弘前市 中津軽郡 南津軽郡のうち大鰐町
むつ税務署	0175-22-3294	むつ市 下北郡

- 国税庁ウェブサイト（災害関連情報）
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/index.htm>

11 県税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、個人事業税、不動産取得税、自動車税等の県税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期限の延長の救済措置があります。
- ◆ 詳しくは、最寄りの県税窓口にお問合せください。

県税事務所	電話番号	管轄地域
東青地域県民局県税部	017-734-9970	青森市 東津軽郡
中南地域県民局県税部	0172-32-4341	弘前市 黒石市 平川市 中津軽郡 南津軽郡
三八地域県民局県税部	0178-27-4455	八戸市 三戸郡
西北地域県民局県税部	0173-34-3141	五所川原市 つがる市 西津軽郡 北津軽郡
上北地域県民局県税部	0176-23-4241	十和田市 三沢市 上北郡
下北地域県民局県税部	0175-22-3105	むつ市 下北郡

12 市町村税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、固定資産税、住民税、国民健康保険税(料)、介護保険料等に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長等の救済措置が受けられる場合があります。
- ◆ 詳しくは、市町村の窓口にお問合せください。
※市町村の連絡先は 21 ページをご参考にしてください。

13 公共料金の減免措置等

- ◆ 電気、ガス、電話等については、各事業者において、災害救助法の適用区域及びその周辺の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。

また、減免措置等は、お客様からの申出が必要な場合がありますので、手続方法について、各社へご確認ください。

○東北電力

【お問合せ窓口】

お客さまセンター

電話番号：0120-066-774（フリーダイヤル）

受付時間：平日 9時～17時

○東北電力ネットワーク

【お問合せ窓口】

ネットワークサービスセンター

電話番号：0570-783-501（ナビダイヤル）

受付時間：平日 9時～12時、13時～17時

○NTT 東日本

【料金問合せ受付センター】

電話番号：0120-002-992（フリーダイヤル）

受付時間：平日 9時～17時

- ◆ 上下水道についても、基本料金、使用料金の減免や支払い期限の延長等が行われる場合があります。詳しくは、上下水道の事業者（市町村）にお問合せください。

※市町村の連絡先は 21 ページをご参考にしてください。

- ◆ NHK では、災害救助法の適用区域内で建物が、半壊、半焼または床上浸水以上の被害を受けた場合、申出に基づき、2か月間（令和3年8月から9月まで）、受信料が免除になります。

【お問合せ先】

電話番号：0570-077-077（ナビダイヤル）

受付時間：9時～18時（土日・祝日も受付）

※ つながらない場合、050-3786-5003（有料）

14 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合

- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。詳しくは、各年金事務所にお問合せください。
- ◆ 災害により、被保険者の所有する住宅、家財その他の財産につき、被害金額がその価格の概ね2分の1以上の損害を受けたときは、申請に基づき国民年金保険料が免除になります。
- ◆ また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予制度があります。
- ◆ 詳しくは、お近くの年金事務所（平日 8時30分～17時15分）にお問合せください。

事務所名	電話番号	管轄区域
青森年金事務所	017-734-7495	青森市 東津軽郡 上北郡のうち野辺地町 七戸町 東北町
むつ年金事務所	0175-22-4947	むつ市 上北郡のうち横浜町 六ヶ所村 下北郡
八戸年金事務所	0178-44-1742	八戸市 十和田市 三沢市 上北郡のうち六戸町 おいらせ町 三戸郡
弘前年金事務所	0172-27-1339	弘前市 黒石市 五所川原市 つがる市 平川市 西津軽郡 中津軽郡 南津軽郡 北津軽郡

15 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失したことによって土地・建物の所有権等の権利を失うことはありません。売買、相続、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、再発行はできませんが、他の手段での本人確認となります。詳しくは、下記の地方法務局・支局にお問合せください。

（受付時間）平日 8時30分～17時15分

名称	電話番号	管轄区域
青森地方法務局	017-776-9041 (登記部門)	青森市 東津軽郡（外ヶ浜町、蓬田村、今別町、平内町）
むつ支局	0175-23-3202	むつ市 上北郡（横浜町）下北郡（大間町、東通村、風間浦村、佐井村）
五所川原支局	0173-34-2330	五所川原市 つがる市 西津軽郡（鱒ヶ沢町、深浦町）北津軽郡（鶴田町、板柳町、中泊町）
弘前支局	0172-26-1150	弘前市 黒石市 平川市 中津軽郡（西目屋村）南津軽郡（大鰐町、藤崎町、田舎館村）
八戸支局	0178-24-3346 (登記部門)	八戸市 三戸郡（三戸町、南部町、田子町、五戸町、新郷村、階上町）
十和田支局	0176-23-2424 (登記部門)	十和田市 三沢市 上北郡（野辺地町、七戸町、東北町、おいらせ町、六戸町、六ヶ所村）

16 運転免許証等の再交付

- ◆ 運転免許証等を災害などで紛失した場合は、再交付申請をすることができます。
- ◆ 青森県警察本部は、災害救助法が適用された3市町村で運転免許証や運転経歴証明書を紛失した被災者を対象に、再交付手数料を全額免除しています。免除対象者は、3市町村の住民と現地での被災者です。詳しくは、下記にお問合せください。

【お問合せ先】

青森県警察本部 交通部 運転免許課（青森県運転免許センター）

電話番号：017-782-0081

受付時間：平日 8時30分～17時15分

17 自動車の廃車手続等

- ◆ 被災自動車（軽自動車除く。）の廃車手続の際には申請書、ナンバープレート2枚、自動車検査証、所有者の印鑑証明書、所有者の実印を準備し、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で手続する必要があります。

なお、手続につきましてはその他必要となる書類もありますので、下記運輸支局又は検査登録事務所までお問合せください。

名称	電話番号	管轄区域
青森運輸支局	050-5540-2008	青森県（八戸自動車検査登録事務所の管轄に属するものを除く。）
八戸自動車検査登録事務所	050-5540-2009	青森県のうち八戸市、十和田市、三沢市、上北郡（七戸町、おいらせ町、東北町、六戸町、六ヶ所村）、三戸郡

- ◆ 軽自動車の廃車手続については、下記の軽自動車検査協会にお問合せください。

名称	電話番号	管轄区域
軽自動車検査協会 青森事務所	050-3816-1831	青森県（軽自動車検査協会青森事務所八戸支所の管轄に属するものを除く。）
軽自動車検査協会 青森事務所 八戸支所	050-3816-1832	青森県のうち八戸市、十和田市、三沢市、上北郡（七戸町、おいらせ町、東北町、六戸町、六ヶ所村）、三戸郡

軽自動車検査協会ホームページ「Q&A」のコーナーからも廃車手続に必要な書類等を確認することができます。

- ◆ また、被害を受けて廃車となった被災自動車の所有者は、自動車重量税の還付を受けることができます。

詳しくは、ナンバープレートを管轄する上記運輸支局、自動車検査登録事務所、軽自動車検査協会にお問合せください。

- ◆ 大雨による浸水被害等を受けて水に浸かった車両は、水が引いても使用しないでください。外見上問題がなさそうな状態でも、感電事故や、電気系統のショート等による車両火災が発生するおそれがありますので、自分でエンジンをかけず、お買い求めの販売店、最寄りの整備工場にご相談ください。



民間の手続のこと

18 損害保険

- ◆ 損害保険の適用などについては次の窓口にお問合せください。
 - ・ご契約の損害保険会社
 - ・日本損害保険協会そんぽADRセンター（平日 9時15分～17時）
電話 0570-022-808（ナビダイヤル）
（IP電話からは 同センター東北 電話 022-745-1171）

- ◆ 証券の紛失等により、保険契約に関する手掛かりを失った方は、次の窓口で照会できます。
 - ・日本損害保険協会自然災害等損保契約照会センター（平日 9時15分～17時）
電話 0120-501-331（フリーダイヤル）

19 生命保険の契約内容

- ◆ 各生命保険会社において、今回の災害で災害救助法が適用された地域の被災契約者の契約について、次の特別取扱いが行われています。
 - ・ 申出により、保険料の払込みの猶予期間が最長6か月延長されます。
 - ・ 申出により、必要書類を一部省略する等により、保険金、給付金、契約貸付金の簡易迅速なお支払いが行われます。

- ◆ 家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問合せください。
 - ・ 生命保険協会「生命保険相談所」（平日 9時～17時）
電話 0120-001-731（フリーダイヤル）

- かんぽ生命保険かんぽコールセンター
（平日 9時～21時、土日・祝日 9時～17時）
電話 0120-552-950（フリーダイヤル）

20 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

- ◆ 金融機関、生命保険会社、損害保険会社、証券会社等では、通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金の払い戻し、保険金の請求等ができます。

- 各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）、保険会社等の窓口
- ゆうちょコールセンター
電話 0120-108-420（フリーダイヤル）
（受付時間：平日 9時～19時、土日・祝日 9時～17時）

21 法律相談等の窓口

- ◆ 日本司法支援センター（法テラス）では、被災された皆さまが抱えている問題（住まい・不動産、金銭の借入れ、損害賠償など）について、解決に役立つ法制度や相談窓口などの情報提供を行っております。

- 法テラス青森法律事務所
電話番号：0570-078-387（ナビダイヤル）
050-3383-5554
受付時間：平日 9時～17時
- 法テラスむつ法律事務所
電話番号：050-3383-0067
受付時間：平日 9時～17時
- 法テラス鱒ヶ沢法律事務所
電話番号：050-3383-8369
受付時間：平日 9時～17時



医療・健康のこと

22 医療保険の受診、介護サービスの利用

- ◆ 災害救助法の適用市町村の住民の方で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽに加入している場合、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要となる場合があります。
- ◆ 被災者の皆様は、保険証なしでも医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。
- ◆ 詳細は、ご加入の各保険者にお問合せください。

23 こころの悩みや健康に関する相談

- ◆ 災害にあわれた方のこころの悩みや健康面で心配なことや不安なことについて、電話で相談をお受けしています。
 - ・心の健康相談統一ダイヤル
(青森県立精神保健福祉センター)
電話：0570-064-556 (ナビダイヤル)
受付時間：平日 9時~16時
 - ・令和3年豪雨災害等被災者のための心と健康の相談ダイヤル
(独立行政法人労働者健康安全機構)
電話：0120-200-826 (フリーダイヤル)
受付時間：平日 10時~17時



教育のこと

24 給付・貸与奨学金、奨学金返還期限猶予、JASSO災害支援金

- ◆ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）では、災害救助法適用地域の世帯の学生に対する給付奨学金の家計急変採用、貸与奨学金の緊急採用・応急採用、奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出等を受け付けています。

<お問合せ先>

- ・給付・貸与奨学金について

在学している学校の奨学金担当窓口

- ・奨学金返還について

「奨学金相談センター」

電話番号：0570-666-301（ナビダイヤル）

受付時間：平日 9時～20時

- ◆ 学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた方に対してJASSO災害支援金（10万円、返還不要）を支給しています。

<お問合せ先>

（独）日本学生支援機構 政策企画部寄附金室 JASSO災害支援金担当

電話番号：03-6743-3185



事業者の方へ

25 中小企業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被害を受けられた中小企業・小規模事業者・農林漁業者等の方々を対象に災害復旧貸付の利用や融資及び返済についての特別相談窓口を設置しています。
- ◆ 詳しくは、次の相談窓口にお問合せください。

【日本政策金融公庫】 受付時間：平日 9時～17時

支店名	事業種別	電話番号
青森支店	国民生活事業	017-723-2331
	農林水産事業	017-777-4211
	中小企業事業	017-734-2511
八戸支店	国民生活事業	0178-22-6274
弘前支店	国民生活事業	0172-36-6303

【商工組合中央金庫】 青森支店 017-734-5411
八戸支店 0178-45-8811

【青森県信用保証協会】

『台風9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨による災害に関する特別相談窓口』

(受付時間：平日 9時～17時)

本所（保証業務課）	017-723-1354
青森営業所	017-723-1353
弘前支所	0172-32-1331
八戸支所	0178-24-6181
五所川原支所	0173-35-4121
十和田市支所	0176-23-4331
むつ支所	0175-22-1204

【青森県商工会連合会】

経営相談窓口

017-734-3394

【商工会議所】	青森商工会議所	017-734-1311
	弘前商工会議所	0172-33-4111
	八戸商工会議所	0178-43-5111
	十和田商工会議所	0176-24-1111
	黒石商工会議所	0172-52-4316
	五所川原商工会議所	0173-35-2121
	むつ商工会議所	0175-22-2281

【青森県中小企業団体中央会】 017-777-2325

(八戸支所) 0178-43-6525

(弘前支所) 0172-39-7002

【青森県よろず支援拠点】 017-721-3787

(平日 8時30分～17時15分)

【青森県】

『青森県特別保証融資制度貸付金等に関する相談窓口』

青森県商工労働部商工政策課商工金融グループ

電話： 017-734-9368

FAX： 017-734-8106

(平日 8時30分～17時15分)

【東北経済産業局】

「台風9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨による災害に関する特別相談窓口」

東北経済産業局 産業部 中小企業課 022-221-4922

(平日 9時～17時)

【独立行政法人 中小企業基盤整備機構】

「特別相談窓口」

東北本部 企業支援部企業支援課 022-716-1751

26 農林漁業関係の相談窓口

- ◆ 被災された農林漁業者を対象に農林漁業セーフティネット資金等の利用や災害復旧貸付等について、下記の相談窓口を設置しています。

日本政策金融公庫 青森支店	017-777-4211
農林中央金庫 青森支店	017-762-4400



そのほかの情報

27 消費生活相談窓口

- ◆ 消費者庁は、地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内する「消費者ホットライン（188番）」（全国共通）を設置しています。連絡先が分からない場合は、ご利用ください。

相談窓口	電話番号	受付時間等
消費者ホットライン	局番なしの 「188(いやや)」	郵便番号等を入力いただくことで、お近くの市町村や都道府県の消費生活センター等の消費生活相談窓口が案内されます。

28 外国人の相談窓口

- ◆ 青森県国際交流協会では、青森で生活する外国の方々のさまざまな相談に対応する「青森県外国人相談窓口」を開設しています。

また、必要があれば、専門機関の相談窓口との面談や通訳の同行（1回目だけ）も行います。

対応言語	曜日	時間
日本語	火曜日～土曜日	10時～17時
ベトナム語	火曜日	10時～14時
英語	火・水・木・土曜日	10時～14時
中国語	水曜日・金曜日	10時～14時
フィリピン語	木曜日	10時～14時
インドネシア語	事前予約により対応可能	

【公益財団法人青森県国際交流協会外国人相談窓口】

(青森県観光物産館アスパム2階)

電話：017-718-5147

E-mail：lounge_supporter@kokusai-koryu.jp

(<https://www.kokusai-koryu.jp/support-info/>)

29 市町村連絡先一覧

- ◆ 台風 9 号から変わった温帯低気圧に伴う大雨による災害に関するお問い合わせの際は、下記をご参考にしてください。

※ 災害救助法が適用された市町村のみ掲載しております。

市町村名	電話番号代	郵便番号	所在地
むつ市本庁舎	0175-22-1111	035-8686	むつ市中央一丁目8番1号
川内庁舎	0175-42-2111	039-5201	むつ市川内町川内477番地
大畑庁舎	0175-34-2111	039-4495	むつ市大畑町伊勢堂1番地1
脇野沢庁舎	0175-44-2111	039-5331	むつ市脇野沢渡向107番地1
七戸町本庁舎	0176-68-2111	039-2792	上北郡七戸町字森ノ上131番地4
七戸庁舎	0176-62-2111	039-2592	上北郡七戸町字七戸31番地2
風間浦村	0175-35-2111	039-4502	下北郡風間浦村大字易国間字大川目28-5